# 定款

(令和5年6月27日改正)

株式会社池田泉州ホールディングス

# 株式会社池田泉州ホールディングス定款

# 第1章 総 則

## (商号)

第1条 当会社は株式会社池田泉州ホールディングスと称し、英文では Senshu Ikeda Holdings,Inc.と表示する。

## (目的)

- 第2条 当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。
  - 1. 銀行、その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理
  - 2. 前号の業務に付帯関連する一切の事業
  - 3. 前二号に掲げる業務のほか銀行法により銀行持株会社が営むことができる 業務

## (本店の所在地)

第3条 当会社は本店を大阪市北区に置く。

## (機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
  - 1. 取締役会
  - 2. 監査役
  - 3. 監査役会
  - 4. 会計監查人

#### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由に よって電子公告による公告をすることができない場合は、産業経済新聞に掲載し て行う。

# 第2章 株式

#### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、850,050,000株とする。

② 当会社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式

850,050,000 株

### (自己株式の取得)

第7条 当会社は会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式 を取得することができる。

#### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、全部の種類の株式について、100株とする。

## (単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと (以下「買増し」という。)を請求することができる。

#### (単元未満株主の権利制限)

- 第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使する ことができない。
  - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
  - 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - 4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

#### (株式取扱規定)

第11条 当会社の株主権行使の手続その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料 は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。

## (株主名簿管理人)

第12条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び 新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社におい

ては取扱わない。

## (基準日)

- 第13条 当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する 株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すること ができる株主とする。
  - ② 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

# 第3章 株主総会

#### (招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度の終了日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主 総会は、必要があるときに招集する。

## (招集権者及び議長)

- 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
  - ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の 取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

- 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
  - ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
  - ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主が代理人をもって、その議決権を行使しようとするときは、その代理人は、 当会社の当該株主総会において議決権を有する株主1名でなければならない。
  - ② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

# 第4章 取締役及び取締役会

## (取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は15名以内とする。

#### (取締役の選任)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - ② 取締役の選任決議は累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結のときまでとする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

- 第 22 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。代表取締役は、各自当 会社を代表する。
  - ② 取締役会は、その決議によって取締役のうちから会長及び社長各1名並びに副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

## (報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。) は株主総会の決議によって定める。

#### (取締役会規定)

第24条 取締役会に関する事項は、法令、本定款及び取締役会において定める取締役会規 定による。

#### (取締役会の招集)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

#### (取締役会の招集権者及び議長)

- 第26条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、法令に別段の定めがある場合には、これに従うものとする。
  - ② 取締役社長がさしつかえあるときは、取締役会長が、取締役会長がさしつかえあ

るときは、取締役会の定める順序により、他の取締役が、取締役会を招集し、議長となる。

# (取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

## (社外取締役の責任限定)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。

# 第5章 監査役及び監査役会

## (監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は6名以内とする。

## (監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## (監査役の任期)

- 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結のときまでとする。
  - ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了するときまでとする。

#### (常勤監査役)

第32条 監査役会はその決議によって、常勤の監査役を選定する。

## (報酬等)

第33条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

#### (監査役会規定)

第34条 監査役会に関する事項は、法令、本定款及び監査役会において定める監査役会規定による。

#### (監査役会の招集)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。 ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

## (社外監査役の責任限定)

第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。

# 第6章 会計監査人

## (会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

## (会計監査人の任期)

- 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
  - ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

# 第7章 計 算

#### (事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## (期末配当の基準日)

第40条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載また は記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当 金」という。)を行うものとする。

#### (中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。

#### (配当金の除斥期間)

第42条 期末配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から3年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。